



平成 30 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社キャピタル・アセット・プランニング  
代 表 者 名 代表取締役社長 北山 雅一  
(コード番号：3965 東証 JASDAQ)  
問 合 せ 先 取締役財務経理部長 青木 浩一  
(TEL 06-4796-5666)

### 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 27 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は平成 2 年 4 月の設立以来、I T (Information Technology : 情報工学) と F T (Financial Technology : 金融工学) の統合を企業ミッションとしており、金融機関とその顧客にとって有用な情報の提供及び効率的な販売を実現させる RPA (Robotic Process Automation) システムの開発を手がけております。

最近では、生命保険業法の改正、銀行窓販の拡大により生命保険の販売に必要とされる業務を全てペーパーレスで実現し、生命保険販売業務の正確性と効率を向上させる RPA システムを進めておりますが、さらなる企業の拡大、成長を遂げるため、売上増加に対応するための運転資金及び優秀な人材の確保が必要不可欠であると考えております。

今般の新株式発行による調達資金は、金融機関のソフトウェア投資に対応するための外注費、優秀な技術者を確保するための採用費、Fintech 関連システム開発のための研究開発費、開発製造拠点である大阪本社の拡張のための設備投資資金及び借入金返済資金に充当する予定です。

また、売出人による当社株式の売出しにつきましては、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 220,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 30 年 9 月 4 日(火)から平成 30 年 9 月 7 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 30 年 9 月 14 日(金)
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役北山雅一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 30,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 及 び 氏 名 又 は 名 称 売 出 株 式 数  
売 出 株 式 数 洪 竣 8,500 株  
里 見 努 8,500 株  
馬 野 功 二 8,500 株  
合 同 会 社 フ ィ ン テ ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 4,500 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。  
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 30 年 9 月 18 日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役北山雅一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 37,500 株  
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 37,500 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 30 年 9 月 18 日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役北山雅一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 37,500 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、37,500 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 30 年 9 月 18 日（火）から平成 30 年 9 月 26 日（水）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成 30 年 9 月 20 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

### 2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,634,248 株	（平成 30 年 8 月 27 日現在）
公募増資による増加株式数	220,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	2,854,248 株	

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る手取概算額 1,305,033,000 円については、423,000,000 円を平成 31 年 9 月末までに外注費の増加対応及びシステム技術者等の採用費に、150,000,000 円を平成 33 年 9 月末までに研究開発資金に、400,000,000 円を平成 32 年 1 月末までに大阪本社機能拡張のための設備投資資金に、残額が生じた場合には平成 31 年 9 月末までに借入金の返済資金に充当する予定であります。

##### ① 外注費の増加対応及びシステム技術者等の採用費について

当社の受託案件に対する現在の生産体制においては、国内・海外の協力会社からの人員の確保が不可欠であり、外注費の増加対応として、323,000,000 円の支出を予定しております。また、開発生産体制の一層の強化のため、システム技術者等の採用費として、100,000,000 円の支出を予定しております。

##### ② 研究開発資金について

現在当社が開発中の A P I（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）を介し提供される様々なサービス及び情報をもとに、A I（Artificial Intelligence：人工知能）を活用した、タックスマネジメントとアセットマネジメントを実現するシステムを、従量制形態で金融機関及び個人資産家向けに提供するための研究開発資金として、75,000,000 円の支出を予定しております。また、生命保険業界におけるビッグデータを活用した自動提案、コールセンター自動応答システム及びバックオフィスシステムのオープン言語対応のための研究開発資金として 75,000,000 円の支出を予定しております。

（注）A P I（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）とは、あるコンピュータプログラム（ソフトウェア）の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約。

##### ③ 大阪本社機能拡張のための設備投資資金について

当社の開発製造能力の強化を目的とした本社移転を伴う大阪本社機能拡張のための設備投資資金として、400,000,000 円の支出を予定しております。

なお、当社の設備投資計画は、平成 30 年 8 月 27 日現在、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (大阪市北区)	本社機能 システム開発施設	400,000	—	増資資金、自己資金 及び借入金 (注) 2.	平成 31 年 9 月	平成 32 年 1 月	床面積 1,800 m <sup>2</sup>
本社 (大阪市北区)	本社増床 システム開発施設	50,000	—	自己資金及び借入金	平成 33 年 4 月	平成 33 年 9 月	床面積 430 m <sup>2</sup>
東京事務所 (東京都港区)	東京事務所増床 システム開発施設	50,000	—	自己資金及び借入金	平成 32 年 4 月	平成 32 年 9 月	床面積 430 m <sup>2</sup>

（注） 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 増資資金で不足が生じた場合は、自己資金及び借入金をもって充当する予定です。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達は、今後増加することが予想される受託案件に対応するものであります。外注費の増加対応のほか、優秀なシステム技術者の採用、作業スペースの確保と作業効率の向上を目的とした大阪本社の機能拡張のための設備投資及び Fintech 関連システム開発のための研究開発に充当することにより、当社の中長期的な収益性の向上が図られるものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、企業価値の継続的な向上が最も重要な株主還元と考えています。

剰余金の配当金額につきましては、事業収益及びキャッシュ・フローの状況等を基準に決定しますが、中長期的な事業発展のための内部留保を確保しつつ、株主への利益還元積極的に取り組んでいく方針であり、安定配当を基本方針として、配当性向 20～30%程度を目処に利益還元していく予定であります。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

なお、当社は配当を行う場合、株主総会の決議に基づき、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、会社法第454条第5項に基づき、毎年3月末日を基準日として、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

##### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、既存事業の強化や新規事業展開のための設備投資・研究開発投資、並びに人材育成投資など、今後の事業展開に向けて活用し、将来の業績向上を通じて、株主への利益還元を図っていく方針です。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
1株当たり当期純利益	46.97円	73.99円	86.44円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	12.50円 (-円)	19.00円 (-円)	23.00円 (-円)
配当性向	26.6%	25.7%	26.6%
自己資本当期純利益率	13.8%	18.8%	18.8%
純資産配当率	3.7%	4.8%	4.7%

(注) 1. 当社は、平成28年5月27日付で普通株式1株につき400株及び、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり年間配当額は、平成27年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値を記載しておりますが、平成27年9月期及び平成28年9月期の1株当たり年間配当額については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

2. 配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり当期純利益で除した数値です。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(純資産合計の期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり純資産額(期首と期末の平均)で除した数値です。

#### 5. その他

##### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の公募増資後の発行済株式総数 2,854,248 株に対する下記の交付株式残数の比率は 1.26%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式比率となります。

決議日	交付株式 残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成 29 年 12 月 19 日 定時株主総会決議 及び 平成 30 年 5 月 14 日 取締役会決議	36,000 株	5,420 円	2,710 円	自 平成 32 年 5 月 15 日 至 平成 40 年 5 月 14 日

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 28 年 10 月 6 日	294,400 千円 公募増資	300,440 千円	181,506 千円
平成 28 年 11 月 7 日	44,160 千円 第三者割当増資	322,520 千円	203,586 千円

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 27 年 9 月期	平成 28 年 9 月期	平成 29 年 9 月期	平成 30 年 9 月期
始 値	—	—	4,600 円 □3,310 円	2,285 円
高 値	—	—	8,800 円 □3,815 円	8,040 円
安 値	—	—	2,960 円 □1,866 円	2,227 円
終 値	—	—	6,650 円 □2,285 円	6,240 円
株価収益率	—	—	26.4 倍	—倍

(注) 1. 当社は、平成 28 年 10 月 7 日に東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) に上場しましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

2. 平成 30 年 9 月期の株価については、平成 30 年 8 月 24 日(金)現在で表示しています。

3. 平成 29 年 9 月期の□印は、平成 29 年 4 月 1 日付株式分割 (普通株式 1 株につき 2 株の株式分割) による権利落後の株価を示しております。

4. 株価収益率は決算期末の株価 (終値) を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値です。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### (4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である洪竣、里見努、馬野功二及び合同会社フィンテックマネジメント、当社株主である北山雅一及び北山智子並びに本信託（以下に定義する。）における委託者兼受益者である片山侑加、北山敦之及び北山敬子（以下「委託者兼受益者」という。）は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨及び委託者兼受益者は、各々を委託者、株式会社SMB C信託銀行（以下「SMB C信託銀行」という。）を受託者とし、当社株式の管理を目的とする有価証券管理信託（「本信託」という。）における受託者としてのSMB C信託銀行の所有する当社株式についても、SMB C信託銀行に同様の行為を行わせない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。